

自動販売機設置事業者募集要項  
(契約管財課・地域防災課・商工振興課)

令和7年6月

あきる野市

## 自動販売機設置事業者募集要項（契約管財課・地域防災課・商工振興課）

### 1 目的

この要項は、あきる野市契約管財課、地域防災課及び商工振興課が管理する財産内における自動販売機の設置及び管理運営を行う自動販売機設置事業者を選定するための必要な手続きを定めたものになります。

### 2 募集物件（貸付物件）

- （１）募集物件（貸付物件）は、別表「貸付物件一覧」のとおりとなります。
- （２）募集要項に記載された物件内容が現況と異なる場合は、現況を優先します。

### 3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- （１）法人にあつては東京都内に本店、支店又は営業所がある法人、個人にあつてはあきる野市内に居住し、あきる野市内で事業を営んでいる者であること。
- （２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び第２項に該当しない者であること。
- （３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第５号に規定にする指定暴力団等及びその役職員又は構成員ではないこと。
- （４）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者でないこと。
- （５）本募集要項に定める条件及び法令等を遵守し、借受人自らが貸付物件（入札物件）に飲料等を販売する自動販売機を設置し、貸付期間中継続して営業及び運営をする事業（以下「自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力を有する者であること。

### 4 申込みに必要な書類

- （１）応募申込書【様式１】
- （２）貸付料率提示書【様式２】（物件ごとに封筒に入れ、代表者印又は実印により割印し、封筒表面に申込者名及び物件番号を記載してください。）
- （３）設置予定の自動販売機のカatalog等（寸法、消費電力等が確認できるもの）
- （４）履歴事項全部証明書（３ヶ月以内の原本。個人の場合は、住民票。）
- （５）印鑑登録証明書（３ヶ月以内の原本）

※ （４）及び（５）については、令和４年６月１日以降にあきる野市と自動販売機設置の契約をしており、その契約に定める義務を適正に履行している者は、提出不要です。

※ 複数の物件を申込みされる場合、（２）以外の書類は１組の提出で構いません。ただし、物件により設置する自動販売機が異なる場合、（３）はそれぞれ提出してください。

※ 提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

※ あきる野市が必要と判断した場合には、上記のほかに追加資料を提出していただくことがあります。

### 5 契約上の主な条件

- （１）貸付契約の内容

本件は、財産の貸付け（賃貸借契約）です。

- （２）貸付料

貸付基本額及び毎月の売上金額に貸付料率を乗じて得た額（１円未満の端数がある場合にはこれを四捨五入する。）の合計額です。各物件の貸付基本額及び最低貸付料率は、別表「貸付物件一覧」のとおりです。

なお、物件番号１については、消費税の課税取引となり、貸付料には、消費税を含むものとします。

（３）貸付期間

貸付期間は、**令和７年７月１日から令和１０年６月３０日まで（３年間）**です。

（４）貸付物件の用途等

貸付物件は、自動販売機設置運営事業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。また、自動販売機（電気配線設備及び電力等使用量計測用子メーターを含む。）及び回収ボックスの設置・運営に伴う工事費用、光熱水費等の費用は、借受人の負担とします。

なお、物件番号１については、建物に電気配線設備が設置されているため、土地建物使用者（令和８年３月３１日までは、あきる野市シルバー人材センター）と協議した上で当該設備の利用を可能とします。

（５）禁止事項

- ア 貸付物件を指定用途以外の用途で使用することはできません。
- イ 貸付物件に建物を建築すること、又は工作物を設置することはできません。
- ウ 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。
- エ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。
- オ 貸付物件に設置する自動販売機で酒税法（昭和２８年法律第６号）第２条に規定する酒類又はその類似品を販売することはできません。

（６）貸付物件の引渡し及び返還

貸付物件は、貸付期間の初日に現況有姿の状況で引き渡します。

返還は、引渡し時点と同じ状態の原状に回復して行わなければなりません。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

（７）自動販売機及び回収ボックスの設置

- ア 自動販売機（電力等使用量計測用子メーターを含む。）は、貸付面積内に収まるものとし、回収ボックスが使用可能な状態で常時設置されていること。
- イ 省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機とすること。
- ウ 低い位置にあるボタンやかがまずに商品が取れる取出口などすべての人に使いやすく開発されたユニバーサルデザイン機の導入に努めること。
- エ ３ヶ月ごとに、売上個数、売上金額及び使用電力量（使用電力量は物件番号１に限る。）を、報告すること。なお、売上個数及び売上金額については、原則的に別に定める書式によるものとするが、必要事項が明示されており、代表者の記名押印のあるものであれば、任意の書式でも構わない。
- オ 貸付期間の開始後、施設管理者の指示に従い、速やかに指定の位置に自動販売機、回収ボックスを設置し、設置後は、その完了した旨を当該施設管理者に報告すること。
- カ 自動販売機及び回収ボックスの設置に当たっては、施設のく体負担のかからない方法により、転倒防止などの安全に十分に配慮すること。なお、据え付けのための基礎等を必要とする場合、施設管理者の承認を受けた上で、借受人の負担で施工するものとする。
- キ 電気配線設備、メーター等の設置は、借受人の負担で行うこと（物件番号１について

は子メーターのみ設置し、物件番号2から5までについては電気の引込みを行い、電力会社等と契約を行うこと。)。なお、電気工事を行う際は、施設管理者の指示に従って行い、工事完了後は、その旨を直ちに当該施設管理者に報告し、検査を受けること。

ク 自動販売機（電源確保のために工事した電気設備を含む。）は、施設管理者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。

ケ 自動販売機には、販売し管理する者の会社名又は管理者名、連絡先を必ず明記すること。

#### (8) 自動販売機の販売品

ア 販売品は、貸付物件一覧の販売品目のとおりとすること。

イ 販売品の維持管理及び補充は、借受人の責任において行うこと。

ウ 関係法令を遵守し、賞味期限など販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。

エ 販売品の販売価格は、その品目の標準販売価格（定価）を超えない金額に設定すること。

## 6 申込方法等

申込みに当たっては、本募集要項を熟読し、契約の条件、現地の状況等を御自身で確認の上、お申込みください。

(1) 受付期間 令和7年6月2日（月）から6月16日（月）まで（土・日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所 〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地

あきる野市役所4階 総務部契約管財課

電話番号（042）558-1111 内線2334

(3) 申込方法 前記（2）の受付場所に必要書類を持参または郵送（受付期間中必着）により提出してください。

※ 電話、ファックス、メール等による受付は行いません。

(4) その他 郵送の際は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便を利用し、郵便事情を考慮して余裕をもって発送してください。また、発送後には郵便物の追跡調査を行うなど、確実に到着していることを確認するようにしてください。郵便物の未到着等の事故については、あきる野市は責任を負いません。

## 7 開札

開札は、次のとおり公開で実施します。なお、申込者の立会いは、任意となります。また、開札結果は、当日中にホームページに掲載する予定です。

(1) 開札日時 令和7年6月17日（火）午前10時00分

※物件番号1から順に開札を行います。

(2) 開札場所 あきる野市役所 3階南側 301会議室

## 8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格がない者の入札

(2) 入札事項を記載しない提示書又は一定の数字をもって貸付料率を表示しない提示書による入札

(3) 同一物件の入札について、2通以上の提示書を提出した者の入札

(4) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(5) 提示書の貸付料率を訂正した入札

- (6) 入札者の記名押印のない提示書による入札
- (7) 提示書の記載事項が不明な入札
- (8) 入札に関し、不正行為があった者の入札
- (9) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (10) 最低貸付料率に達しない貸付料率で入札した者の入札
- (11) 本募集要項で指定した以外の方法による入札

## 9 落札者の決定

落札者は、最低貸付料率以上の率をもって有効な応募を行った者のうち、最も高い率を提示した者としてします。

また、落札者となるべき同率の入札をした者が2人以上あるときは、抽選で落札者を決定します。

## 10 契約の締結等

落札者は、令和7年6月24日（火）までにあきる野市と自動販売機の設置に関する契約（以下「本件契約」という。）を締結すること。

また、本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、落札者の負担となります。

なお、本件契約を締結しない場合は、落札は無効となります。

## 11 貸付料及び電気料の納入

貸付料及び自動販売機に係る電気料（物件番号1に限る。）については、次の算定式により算出し、3か月ごとに市が発行する納入通知書により請求します（1円未満の端数がある場合にはこれを四捨五入する。）。なお、電気料は、土地建物使用者が請求します。

【貸付料（月額）＝貸付基本額＋（毎月の売上金額×売上手数料率）】

【電気料（月額）＝（電力量料金単価±燃料費等調整単価＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価）×借受人が設置した子メーターの表示する使用電力量】

※施設管理者（又は土地建物使用者）が電力会社等に支払う電気料金の一部を実費負担していただくものであるため、電力会社等との契約内容により、変更となる場合があります。

## 12 その他

- (1) 事情により予告なく公募を変更し、又は取りやめる場合等があります。

この場合、申込者及び公募に参加しようとする者が損失を受けても、あきる野市は補償の責めを負いません。

- (2) 本募集要項に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

ア 入札の手続きに関すること

〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地

あきる野市総務部契約管財課

電話番号（042）558－1111 内線2334

イ 貸付場所の状況等に関すること

貸付物件一覧に記載の担当課

## 貸付物件一覧

| 物件<br>番号 | 貸付箇所<br>所在地        | 担当課   | 貸付<br>基本額 | 最低<br>貸付料率 | 貸付面積<br>(横幅×奥行)                   | 販売品目                                    | 備 考                           |
|----------|--------------------|-------|-----------|------------|-----------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------|
| 1        | 旧秋川図書館<br>玄関西側（屋外） | 契約管財課 | 500 円     | 5 %        | 1.2 m <sup>2</sup><br>(1.2m×1.0m) | 清涼飲料水、<br>乳酸菌飲料<br>(缶・ペットボトル<br>・紙パック等) | 消費税を含む                        |
|          | 平沢 3 2 番地 1        |       |           |            |                                   |                                         |                               |
| 2        | 建物なし               | 契約管財課 | 500 円     | 1 %        | 1.5 m <sup>2</sup><br>(1.5m×1.0m) |                                         | 新規設置                          |
|          | 伊奈 4 3 1 番地 9      |       |           |            |                                   |                                         |                               |
| 3        | 建物なし               | 契約管財課 | 500 円     | 1 %        | 1.5 m <sup>2</sup><br>(1.5m×1.0m) |                                         | ・新規設置<br>・雨よけの天井<br>高は180cm程度 |
|          | 入野 2 4 1 番地 5      |       |           |            |                                   |                                         |                               |
| 4        | 小宮会館               | 地域防災課 | 500 円     | 1 %        | 1.5 m <sup>2</sup><br>(1.5m×1.0m) |                                         | 新規設置                          |
|          | 乙津 1 9 9 7 番地      |       |           |            |                                   |                                         |                               |
| 5        | 五日市ひろば             | 商工振興課 | 500 円     | 5 %        | 1.5 m <sup>2</sup><br>(1.5m×1.0m) |                                         | 新規設置                          |
|          | 五日市 1 0 5 番地 3     |       |           |            |                                   |                                         |                               |

### 【特記事項】

- ・各物件とも容器等回収ボックス及び電気引込柱の面積は、貸付面積から除くものとする。
- ・物件番号 1 及び 5 については、熱中症予防のため販売品目にスポーツドリンク類を加えること。
- ・物件番号 1 の過去 3 年間の売上本数実績（参考資料）

|         |           |
|---------|-----------|
| 令和 4 年度 | 1 9 4 8 本 |
| 令和 5 年度 | 1 8 4 7 本 |
| 令和 6 年度 | 1 3 4 4 本 |

- ・物件番号 2 から 5 までについては、施設管理者が認める場合には、敷地内の別の場所に設置することも可能とする。

- ・各担当課の連絡先

契約管財課：0 4 2－5 5 8－1 1 1 1（内線 2 3 3 4 契約管財係）

地域防災課：0 4 2－5 5 8－1 1 1 1（内線 2 3 4 1 地域安全係）

商工振興課：0 4 2－5 5 8－1 1 1 1（内線 2 5 3 1 商工振興係）

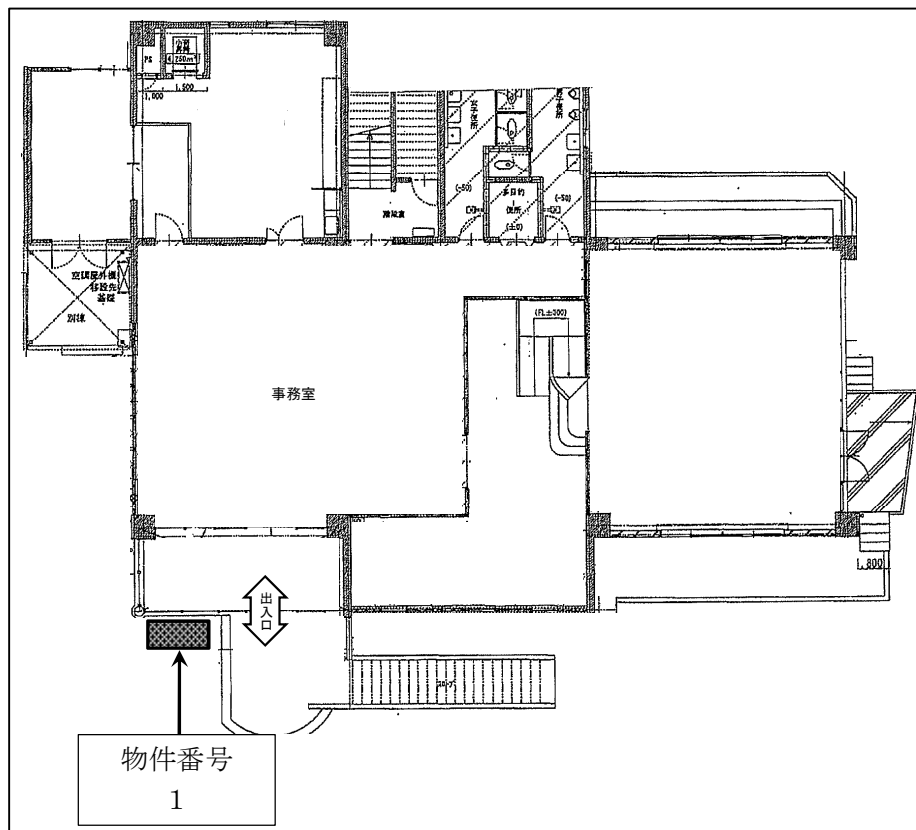
## 貸付物件 案内図及び位置図

- ・ 物件番号 1 旧秋川図書館（平沢 3 2 番地 1）

### 【案内図】



### 【位置図】



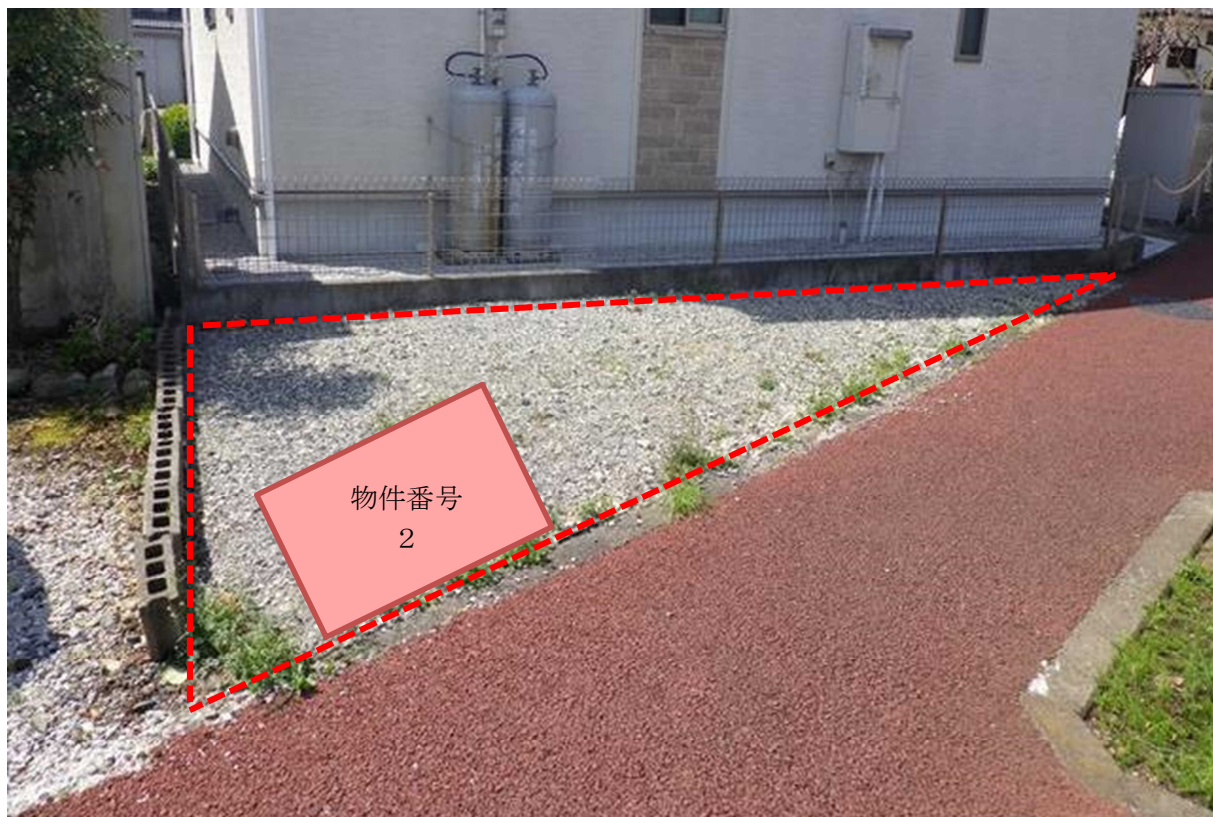


・物件番号 2 伊奈 4 3 1 番地 9

【案内図】



【位置図】

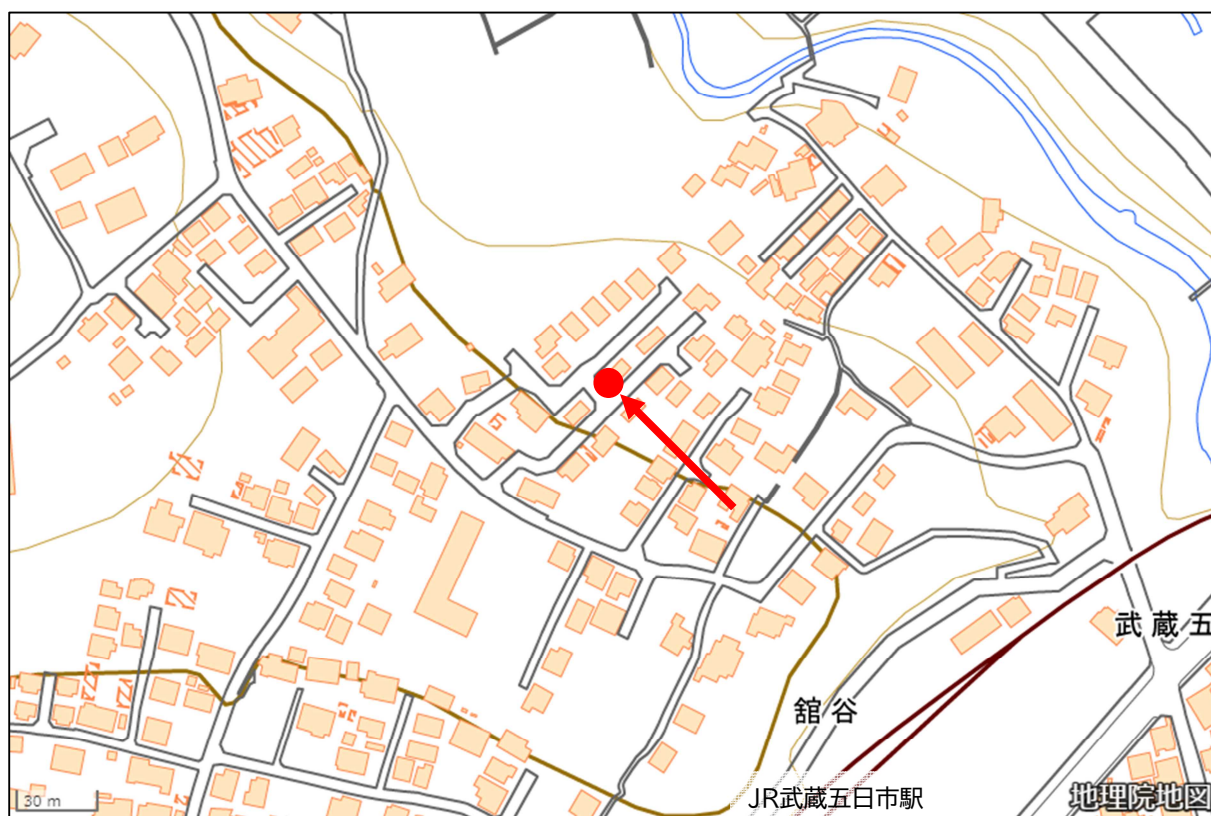


(点線は、敷地境界の目安です。)

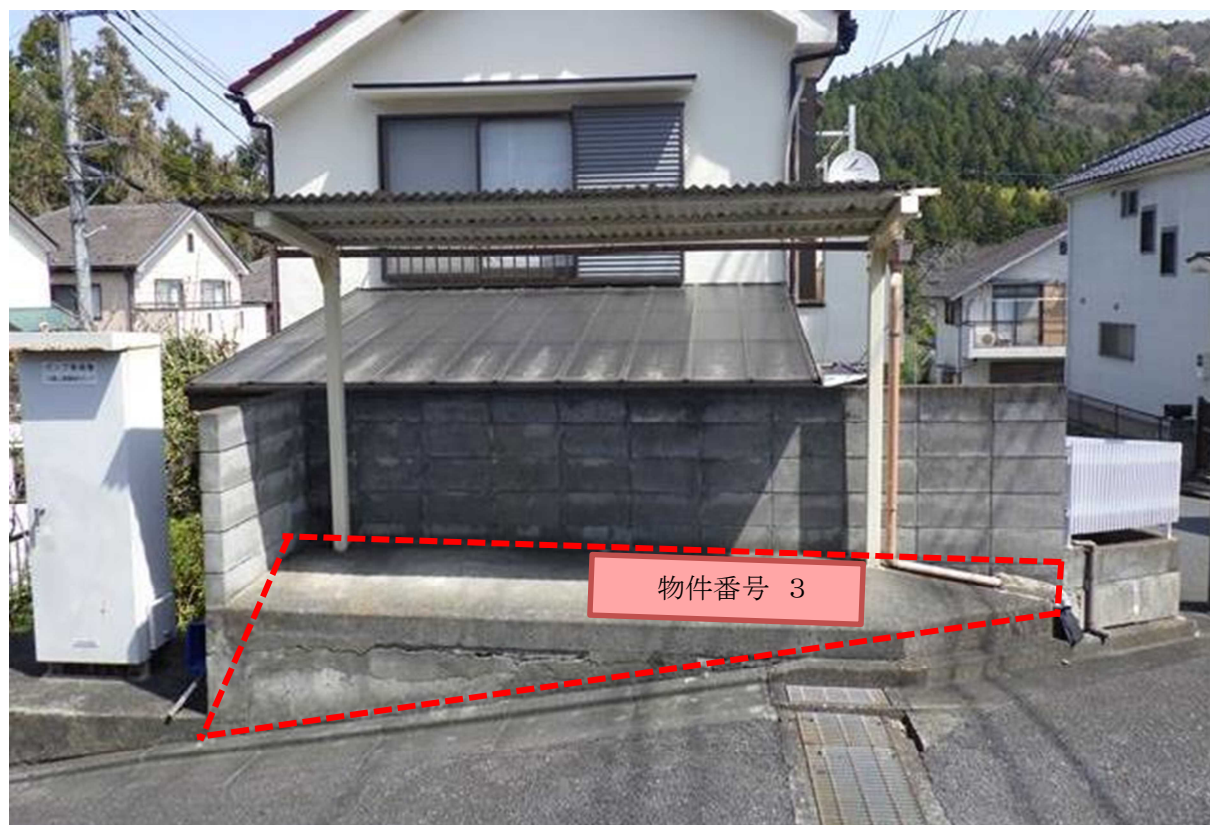


・ 物件番号 3 入野 2 4 1 番地 5

【案内図】



【位置図】



(点線は、敷地境界の目安です。)

・物件番号 4 小宮会館（乙津 1 9 9 7 番地）

【案内図】



【位置図】





・ 物件番号 5 五日市ひろば（五日市 1 0 5 番地 3）

【案内図】



【位置図】

